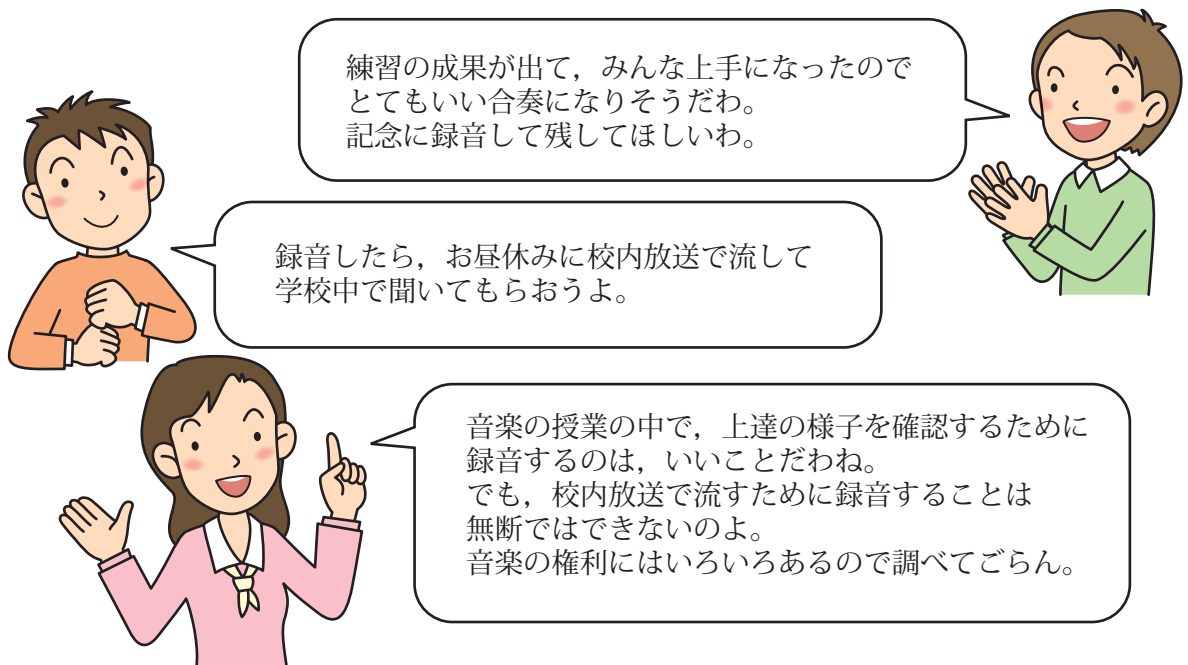


クラスで好きな曲を合奏して録音し、校内放送で流す

音楽
5・6年

楽器の演奏のまとめとして、クラスで合奏させる場面を想定した事例。「段階的指導モデル」の「A」と「C」に該当する事例。

5分の指導でモチベーションが高まる



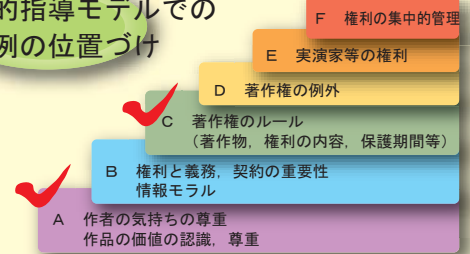
「著作権教育」の学習のねらいと指導のポイント

- 曲は作曲した人の著作物なので、著作権があることを理解させる。
- 授業に使うための録音は無断でできる。
- 録音の目的が、校内放送やホームページでの使用、またCDなどに複製して配ることは、無断ではできない。作者の了解が必要であることを知らせる。
- 音楽には様々な作品があり、またその使われ方もいろいろあるので、音楽の権利を預かっている団体があることを知らせる。

他の教科への応用例

- 合唱や合奏で使う楽譜の大量コピー

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



もっと時間をかけて、ていねいに指導する場合には

学習内容	教師の発問と子どもの反応	留意点
●クラス全員で合奏する。	<p>発問例：1年間のまとめとして、ふだんの練習の成果を、クラス全員の合奏でまとめよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かなり上手になった。 ・せっかくだから、録音して記念に残したい。 ・録音したら、それを校内放送で流して、学校中で聞いてもらおう。 	
●曲は作曲者の著作物だから勝手に使ってはいけないことを理解させる。	<p>発問例：音楽の授業の中では演奏も、またそれを録音することもできるけれど、授業以外の目的ならできないんだよ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CDにして配るのもダメなんだ。 ・学校のホームページで流すのもダメなんだ。 	
●音楽に関するいろいろな権利について調べる。	<p>発問例：音楽についての権利を預かっている団体があるので、調べてみよう。</p>	

この事例の実践に参考となる教材・資料

JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）

<http://www.jasrac.or.jp/>

文化庁「楽しく学ぼう みんなの著作権」（小学生のための著作権教材 インターネットでの著作権）

http://chosakuken.bunka.go.jp/tanoshiku/flash005_manual.htm

